

\*\*\*\*\*  
\*  
\* 定 款 \*\*  
\*\*\*\*\*

一般社団法人日本部分矯正歯科学会

平成 28 年 12 月 1 日 作 成

平成 28 年 月 日 公証人認証

平成 28 年 月 日 法人成立

# 定 款

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人日本部分矯正歯科学会と称し、英文では、**Japan Academy of Minor Tooth Movement** と表示する。

(事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

2. 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

## 第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 当法人は、部分矯正歯科医療に関する学問と技術の研究、発表を行い、会員相互・国内外の関連団体との連携・交流を深めることにより、部分矯正歯科医療の発展、向上、普及を図り、もって国民の口腔衛生の向上並びに健康増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 学術集会及び研修会等の開催
2. 国民に対する適正な部分矯正歯科医療を普及させるためのセミナー、シンポジウムの企画、開催及び運営
3. 学会誌その他の刊行物の発行
4. 学会専門医、指導医の認定制度の創設及び認定の実施並びに認定取得のための教育支援
5. 国内外における関連団体との連携、交流及び情報交換
6. その他、上記に附帯関連する事業及び当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第 5 条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい掲示場に掲示して行う。

### 第3章 社員及び会員

#### (社員及び会員)

第6条 当法人を構成する会員は、次の5種（以下、正会員、準会員、学生会員、賛助会員、名誉会員を総じて「会員」という。）とし、正会員及び名誉会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員（以下、正会員及び名誉会員を総じて「社員」という。）とする。

- (1) 正 会 員：当法人の目的に賛同して入会した歯科医師
- (2) 準 会 員：当法人の目的に賛同して入会した歯科技工士、歯科衛生士、歯学研究・教育関係者及び企業関係者
- (3) 学生会員：当法人の目的に賛同して入会した歯学部生、歯科技工士学校及び歯科衛生士学校に在学する者（歯科医師、医師、歯科技工士、歯科衛生士の免許取得者は除く。）
- (4) 賛助会員：当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (5) 名誉会員：当法人に対して功労のあった者又は学識経験者で、理事会の推薦により、社員総会で承認された者

#### (入 会)

第7条 正会員、準会員、学生会員又は賛助会員として入会する者は、当法人所定の申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

2. 名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、社員総会の承認及び本人の承諾をもって名誉会員になるものとする。

#### (入会金及び会費)

第8条 正会員及び準会員は、社員総会において定める会費規程に基づき、入会金及び会費を納入しなければならない。

2. 賛助会員は、社員総会において定める会費規程に基づき、賛助会費を納入しなければならない。
3. 名誉会員及び学生会員は、会費を納めることを要しない。

#### (会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 自らの意思により退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき
- (4) 1年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総社員の同意があったとき

(退 会)

第 10 条 会員はいつでも当法人所定の退会届を提出して、退会することができる。ただし、1 ヶ月以上前に当法人に対し予め書面により退会の予告をするものとする。なお、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。

(除 名)

第 11 条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反するような行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したとき等正当な事由があるときに限り、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により、その会員を除名することができる。

2. 前項の場合、除名しようとする会員に対し、当該社員総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。
3. 第 1 項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の退会、資格喪失に伴う権利及び義務)

第 12 条 会員が第 9 条及び第 10 条の規定により退会、資格の喪失をしたときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2. 当法人は、会員が退会、資格の喪失をしても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、いかなる事由があってもこれを返還しない。

(会員名簿)

第 13 条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載又は記録した名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2. 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載又は記録した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

## 第 4 章 社員総会

(社員総会)

第 14 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内にこれを開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催するものとする。なお、社員総会は、全ての正会員及び名誉会員をもって構成する。

2. 社員総会における議決権は、正会員又は名誉会員 1 名につき 1 個とする。

(権 限)

第 15 条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 役員報酬等の額又はその支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 入会の基準並びに会費等及び賛助会費の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
- (8) 解散及び残余財産の帰属
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(招 集)

第 16 条 社員総会は、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集するものとする。理事長に事故もしくは支障があるときは、予め定めた順序によって、他の理事がこれを招集する。

(招集手続)

第 17 条 社員総会を招集するには、会日より 1 週間前までに各社員に対して、その通知を発するものとする。ただし、一般社団・財団法人法第 38 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合には、2 週間前までにその通知を発しなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、社員総会は、社員全員の同意があるときは、一般社団・財団法人法第 38 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

(議 長)

第 18 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故もしくは支障があるときは、予め定めた順序によって、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第 19 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した議決権を行使することができる社員の議決権の過半数をもって、これを決する。

2. 一般社団・財団法人法第 49 条第 2 項の規定に基づく社員総会の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上をもって、これを決する。

(議決権の代理行使)

第 20 条 社員は、当法人の議決権を有する他の社員 1 名を代理人として、その議決

権を行使することができる。

2. 前項の場合、当該社員又は代理人は、社員総会ごとに代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。

(議事録)

- 第 21 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作り、議長がこれに署名又は記名押印し、10 年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

(社員総会運営規則)

- 第 22 条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規則による。

## 第 5 章 役員等

(役員の種類及び員数)

- 第 23 条 当法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 10 名以内
- (2) 監事 3 名以内
2. 理事のうち、1 名を理事長とし、3 名以内の副理事長、6 名以内の常任理事を置くことができる。
3. 前項の理事長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長、常任理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第 24 条 当法人の理事及び監事は、社員総会の決議によって、当法人の会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、総社員の 3 分の 2 以上の賛成をもって、会員以外の者から選任することを妨げない。

2. 理事長、副理事長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 理事及び監事を選任に関する事項は、社員総会において別に定める。
4. 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。
5. 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、当法人を代表し、その

業務を執行する。

3. 副理事長は、理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
4. 常任理事は、当法人の業務を分担執行する。
5. 理事長、副理事長、常任理事及びそれ以外の業務を分担執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
6. 理事長、副理事長、常務理事及び前項の業務を執行する理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
3. 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
4. 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事(一般社団・財団法人法93条第1項ただし書に規定する場合にあっては、招集権者)に対し、理事会の招集を請求することができる。
5. 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、直接理事会を招集することができる。

#### (役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した役員の前補欠として選任された役員の前任期は、その退任した役員の前任期の満了する時までとすることができる。
4. 役員は、第23条第1項で定めた役員の前員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第28条 理事及び監事は、いつでも社員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の前半数以上であって、総社員の前議決権の前3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(役員報酬等)

第 29 条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、それぞれ社員総会の決議をもって定める。

## 第 6 章 理事会

(設置)

第 30 条 当法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常任理事の選定及び解職
- (4) 規則の制定、変更及び廃止

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集し、開催日の 1 週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、当該理事会で定めた者が議長となる。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印しな

ければならない。

(理事会運営規則)

第 36 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

## 第 7 章 顧問等

(顧問等)

第 37 条 当法人には、顧問、相談役及び参与（以下、顧問、相談役及び参与を総じて「顧問等」という。）をそれぞれ若干名置くことができる。

2. 顧問等は、学識経験者又は当法人に功労のあったもののうちから、理事長の推薦により、任期を定めた上で理事会の決議により選任する。
3. 顧問等は、一般社団・財団法人法上の役員ではなく、当法人に対して何らの権限を有しないが、理事長の諮問・相談に応え、理事長に対して意見を述べることができる。
4. 顧問等の報酬は、理事会の決議により決定する。

## 第 8 章 計算

(事業年度)

第 38 条 当法人の事業年度は、毎年 11 月 1 日から翌年 10 月末日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 39 条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第 40 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2. 前項の書類のほか、監事の監査報告書を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第41条 当法人は剰余金の分配を行わない。

## 第9章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第43条 当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第44条 当法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

## 第10章 清算

(清算方法)

第45条 当法人の解散の場合における法人財産の処分方法は、社員総会の決議をもってこれを定める。ただし、一般社団・財団法人法の規定により、理事又はその選任した者において清算することを妨げない。

2. 清算人の選任及び解任は、社員総会の決議をもってこれを決する。

(残余財産の贈与)

第46条 解散に伴い債務を完済した後に、当法人に残余財産があるときは、社員総会の決議を経て、類似事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 11 章 委 員 会

(委員会)

第 47 条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2. 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
3. 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第 12 章 事 務 局

(設置等)

第 48 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができ、理事会の決議を経て理事長が任免する。
3. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が定める。

## 第 13 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 49 条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2. 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第 50 条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2. 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第 14 章 補 則

(委任)

第 51 条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第 15 章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第 52 条 設立時社員の氏名及び住所は次のとおりとする。

東京都文京区本駒込六丁目 10 番 25 号  
設立時社員 鈴木 達也

東京都世田谷区北烏山六丁目 31 番 27 号サングリーン A 棟 201  
設立時社員 依田 年央

(設立時役員等)

第 53 条 当法人の設立時役員は、次の者とする。

設立時理事 鈴木 達也  
設立時理事 馬場 実  
設立時理事 齊藤 太一  
設立時監事 小川 健太

設立時代表理事 鈴木 達也

(最初の事業年度)

第 54 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 29 年 10 月末日までとする。

(準拠すべき法律)

第 55 条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人日本部分矯正歯科学会を設立するため、この定款を作成し、社員鈴木達也、依田年央の定款作成代理人である司法書士影山準は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成 28 年 12 月 1 日

東京都文京区本駒込六丁目 10 番 25 号  
設立時社員 鈴木 達也

東京都世田谷区北烏山六丁目 31 番 27 号サングリーン A 棟 201  
設立時社員 依田 年央

上記社員の定款作成代理人 東京都足立区千住一丁目 4 番 1 号  
東京芸術センター1208 号室  
司法書士 影山 準